

社会保険事業状況（平成 19年 1月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成 19年 1月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,955万5千人、法第3条第2項被保険者1万4千人、船員保険6万4千人である。前年同月と比べてみると政管健保は33万3千人（対前年同月比1.7%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同13.4%減）、船員保険は1千人（同2.0%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図 I - 1、図 I - 2、図 I - 3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成 19年 1月末現在の政管健保適用の事業所数は154万4千（対前年同月比2.1%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.9%減）、平成18年12月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.0%減）となっている。

図 I - 1 政管一般被保険者数の推移

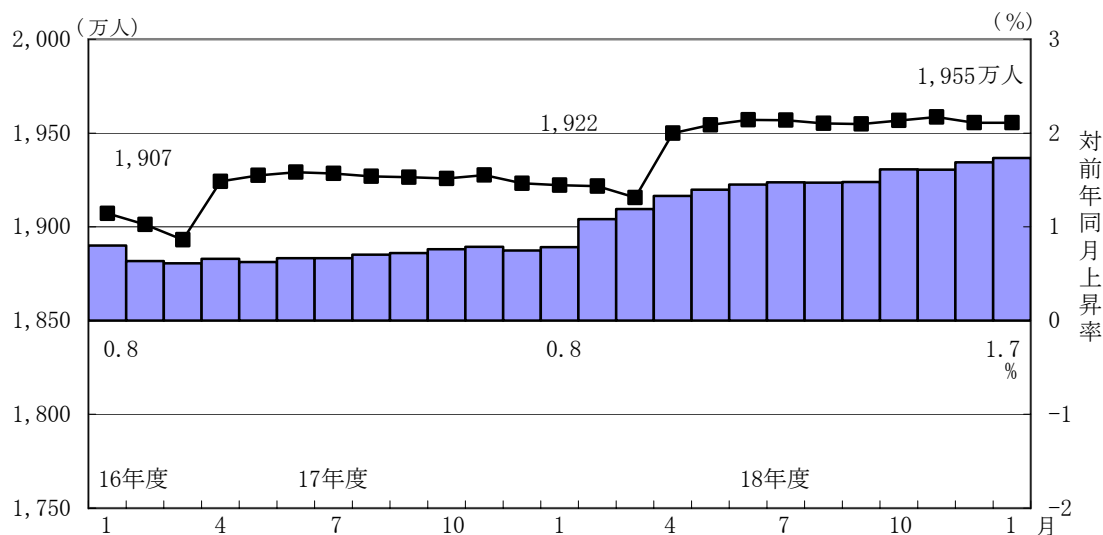


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

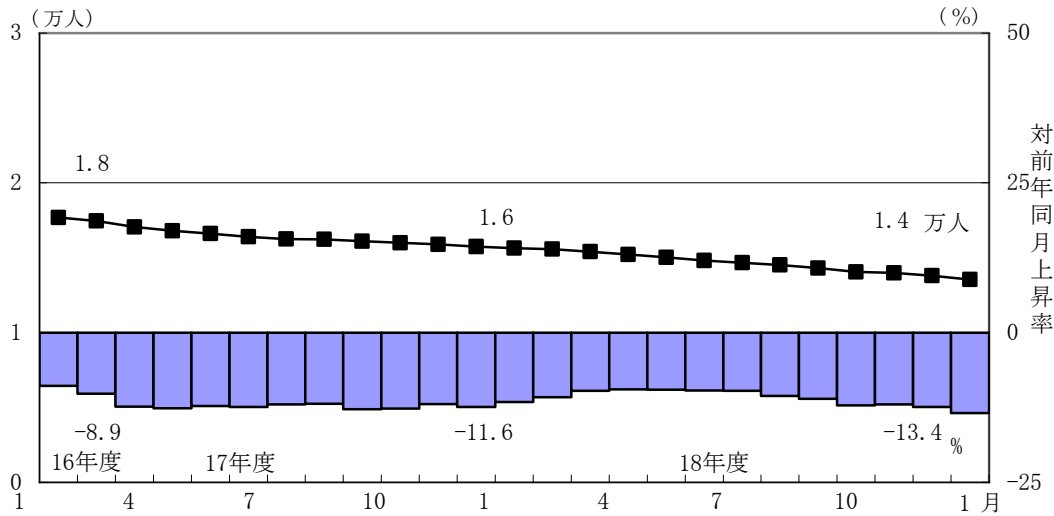
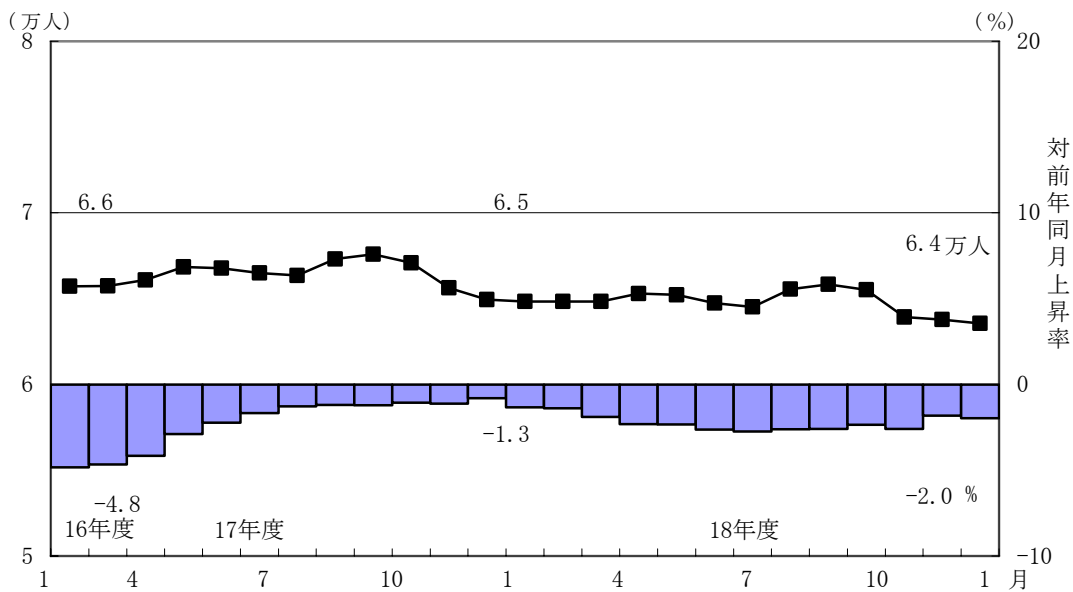


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成 19年 1月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万3,737円（対前年同月比0.1%減）であり、船員保険38万2,006円（同0.4%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成18年12月末の賃金日額の平均は1万3,378円（同2.1%増）である。

平成 19年 1月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保18万4千か所、法第3条第2項被保険者16か所、船員保険の船舶所有者数13か所となっている。被保険者数は、政管健保219万3千人、法第3条第2項被保険者488人、船員保険81人となっており、標準賞与額の平均は、政管健保27万6千円、法第3条第2項被保険者1万6千円、船員保険35万4千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成 19年 1月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,283万6千人（対前年同月比0.5%増）、法第3条第2項被保険者1万2千人（同12.9%減）、船員保険7万2千人（同3.6%減）である。

平成 19年 1月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万4,404円（対前年同月比0.5%減）、船員保険40万8,362円（同0.3%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成18年12月末の賃金日額の前平均は1万3,405円（同1.8%増）である。

(2) 給付状況

平成 19年 1月の保険給付費は、政管健保3,289億9千万円（対前年同月比0.7%減）、法第3条第2項被保険者分2億1千万円（同17.2%減）、船員保険19億7千万円（同7.7%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円（同2.6%減）、法第3条第2項被保険者1万6千円（同4.5%減）、船員保険3万1千円（同5.9%減）である。

(3) 診療費の状況

平成 19年 1月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,213億4千万円（対前年同月比2.1%減）、法第3条第2項被保険者分2億1千万円（同13.2%減）、船員保険16億4千万円（同9.3%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	19,778	36,314	32,134	△ 4.2	△ 4.1	△ 2.1
法第3条第2項	11	27	21	△ 10.5	△ 7.7	△ 13.2
組合健保	16,320	28,478	23,838	△ 4.0	△ 3.7	△ 2.6
船員保険	85	173	164	△ 8.6	△ 8.8	△ 9.3
共済組合	5,257	9,212	7,707	△ 5.7	△ 5.7	△ 4.9
小 計	41,451	74,204	63,864	△ 4.3	△ 4.2	△ 2.7
国 保	29,486	64,764	66,524	0.9	0.5	2.5
老人保健	19,897	60,059	75,201	△ 3.0	△ 4.0	△ 2.8
合 計	90,834	199,027	205,589	△ 2.4	△ 2.6	△ 1.1

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成 19年 1月末現在の被保険者数1,955万5千人のうち、男子の被保険者数は1,220万7千人（対前年同月比1.5%増）、女子は734万7千人（同2.1%増）である。また、任意適用被保険者数は21万1千人（同57.9%減）で全体の1.1%である。

平成 19年 1月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万3,897円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万7,012円（同0.2%増）で、女子は男子の67.0%となっている。

平成 19年 1月末現在の被扶養者数は1,640万6千人で、扶養率は0.839となっている。

(2) 給付状況

平成 19年 1月の保険給付費は、3,289億9千万円（対前年同月比0.7%減）となっており、うち、医療給付費は3,002億3千万円（同1.3%減）で保険給付費の91.3%を占めている。また、傷病手当金は114億円で保険給付費の3.5%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成 19年 1月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,797円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,143円、高齢受給者の1人当たり診療費は31,731円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が536.60、被扶養者が590.14、高齢受給者が1,359.34であり、1件当たり日数は、被保険者が1.80日、被扶養者が1.85日、高齢受給者が2.23日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,117円、被扶養者が8,385円、高齢受給者が10,467円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-5である。

図 I - 4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院:老人保健、高齢受給者を除く)

(%)

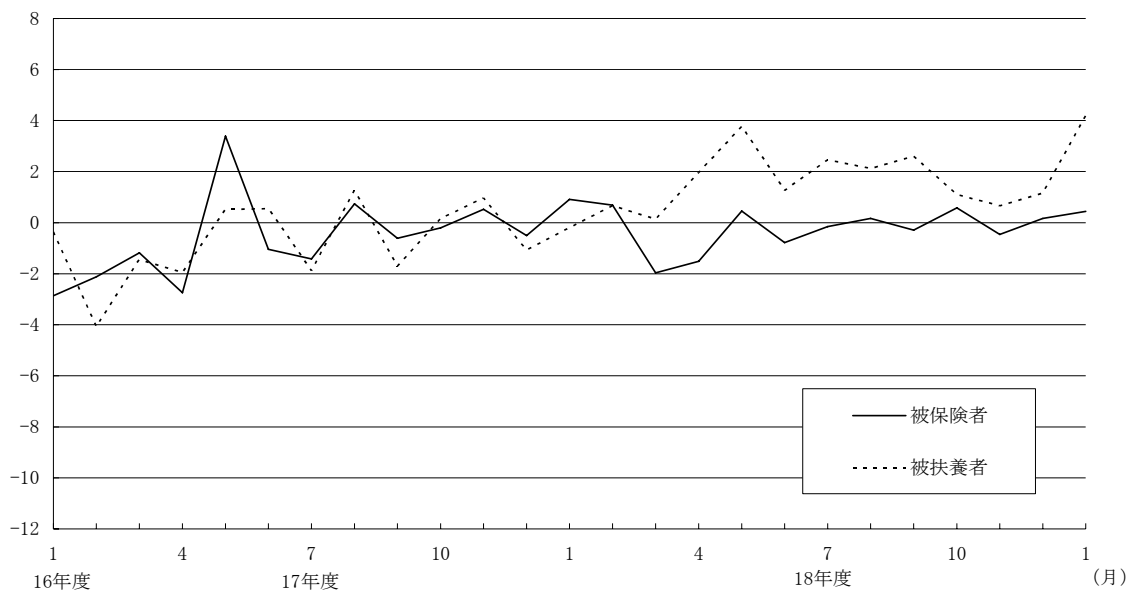
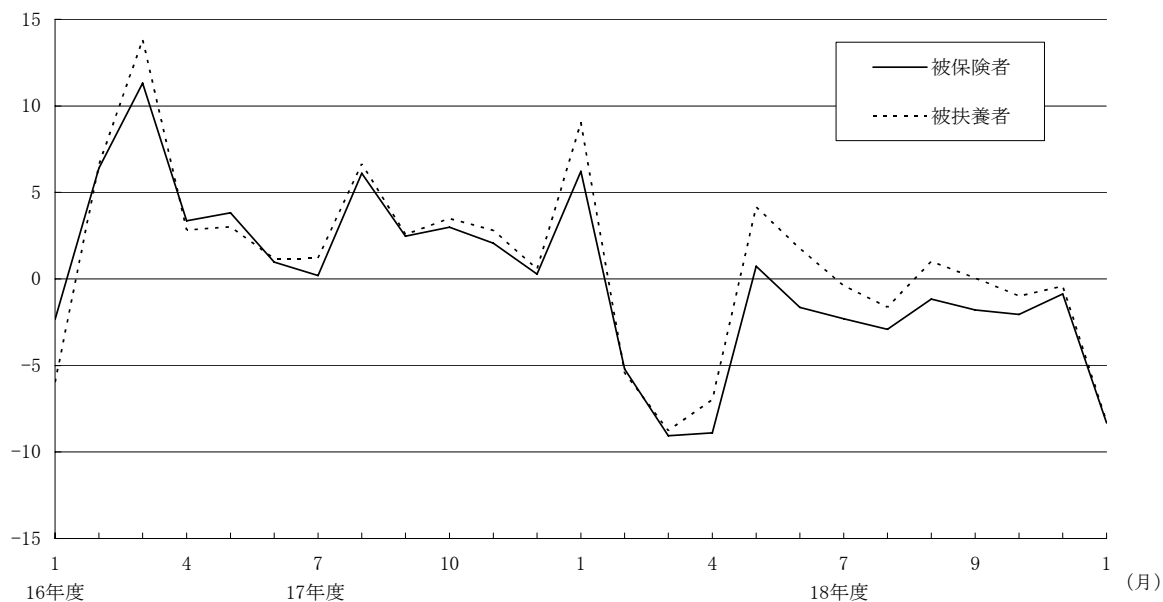


図 I - 5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院外:老人保健、高齢受給者を除く)

(%)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成 19年 1月末現在の被保険者数1万4千人のうち男子は1万人（対前年同月比12.0%減）、女子は3千人（同17.8%減）である。

平成 19年 1月末現在の被扶養者数は9千人で、扶養率は0.696となっている。

(2) 給付状況

平成 19年 1月の保険給付費は、2億1千万円（対前年同月比17.2%減）となっており、うち、医療給付費は2億円（同15.4%減）で保険給付費の92.8%を占めている。また、傷病手当金は1千万円で、保険給付費の6.1%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成 19年 1月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,024円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は7,108円、高齢受給者の1人当たり診療費は29,213円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が523.99、被扶養者が425.52、高齢受給者が926.16であり、1件当たり日数は、被保険者2.60日、被扶養者が2.04日、高齢受給者が2.61日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,369円、被扶養者が8,185円、高齢受給者が11,810円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成 19年 1月末現在の被保険者数6万4千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万人（対前年同月比0.2%減）、漁船（い）が1千人（同3.2%減）、漁船（ろ）が1万8千人（同5.4%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同2.9%減）である。

平成 19年 1月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万8,738円（対前年同月比0.2%減）、漁船（い）が37万7,795円（同0.5%増）、漁船（ろ）が33万6,984円（同1.0%増）である。平成 19年 1月末現在の被扶養者数は9万8千人で、扶養率は1.547である。

(2) 給付状況

平成 19年 1月の保険給付費は、19億7千万円（対前年同月比7.7%減）となっており、うち、医療給付費は16億円（同9.3%減）で、保険給付費の81.1%を占めている。また、傷病手当金は2億8千万円で、保険給付費の14.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成 19年 1月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,677円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,488円、高齢受給者の1人当たり診療費は29,368円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が499.21、被扶養者が583.26、高齢受給者が1,257.02であり、1件当たり日数は、被保険者が2.14日、被扶養者が1.92日、高齢受給者が2.47日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,918円、被扶養者が8,477円、高齢受給者が9,445円である。